

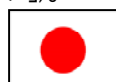
1月からすべての国民が個人型DCに加入可! 米国のIRA同様、移換/ロールオーバーによって他の年金積立金の受け皿としての拡大も期待!!

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

2017年1月から基本的にすべての国民が個人型DCに加入可!

2017年1月から公務員や専業主婦も個人型DC(確定拠出年金)に加入出来る様になり、基本的にすべての国民が個人型DCに加入出来る様になる。個人型DCについては「**税制優遇がある商品や制度は他にもありますが、個人型DCほどメリットが大きいものは見当たりません。個人年金保険は現在、掛け金の所得税控除に年4万円という上限がありますし、少額投資非課税制度(NISA)や財形年金貯蓄で非課税なのは運用益だけです。**」(1月23日付日本経済新聞朝刊～後述 URL[参考ホームページ])とされている税制優遇メリットの大きな制度である。基本的に企業が拠出する(*従業員拠出も可能な)企業型DCとは違い、加入者本人が拠出する個人型DCは、やはり本人が拠出するNISAと使い分けられ、補完し合いながら拡大し、国民の自助努力的な資産形成促進につながる事が期待されている(個人型DCの詳細は6月6日付日本版ISAの道 その143参照～後述 URL[参考ホームページ])。



個人型DCとNISAの制度加入者などの状況(2016年3月末時点)

	個人型DC			NISA (※3)
	加入者等	加入者(※1)	25万7,579人	35%
	運用指図者(※2)	46万9,514人	65%	-
	個人型DC制度に加入可能な者に占める割合は約0.5%。			-
資産総額	加入者(※1)	3,962億円	33%	4兆8,598億4,032万円
	運用指図者(※2)	8,145億円	67%	-
	以上計	1兆2,107億円	100%	4兆8,598億4,032万円

※1: 個人型DC加入者…個人型DCに掛金を拠出し、かつ運用の指図を行う人。

※2: 運用指図者…掛金を拠出せず、運用の指図のみを行う人。

※3: NISAは2016年3月末時点で投資可能な勘定が設定されている口座数と2015年12月末時点のNISA口座における時価総額(残高)で、ジュニアNISAは除く。

(出所: 国民年金基金連合会、金融庁より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

拡大が期待される個人型DCだが、拡大の為には、まず国民の間に普及する事が必要である。もちろん、その為に官民揃っての組織も出来ている。確定拠出年金普及・推進協議会がそれで、2016年7月26日に第1回協議会が開催されている(後述 URL[参考ホームページ])。同協議会は、国民年金基金連合会及び運営管理機関連絡協議会を事務局に、信託協会や生命保険協会、全国銀行協会や全国地方銀行協会、投資信託協会や日本証券業協会などを委員とし、厚生労働省と金融庁をオブザーバーにして構成される。第1回では個人型DCの愛称募集と事務手続き簡素化等が検討された(後述 URL[参考ホームページ])。

個人型 DC は移換/ロールオーバーが 3 分の 2 程度を占める

確定拠出年金普及・推進協議会が中心となり個人型 DC が国民の間に普及、拠出が増えていく事が期待されるが、移換/ロールオーバーによって他の年金積立金の受け皿としての拡大も期待される。

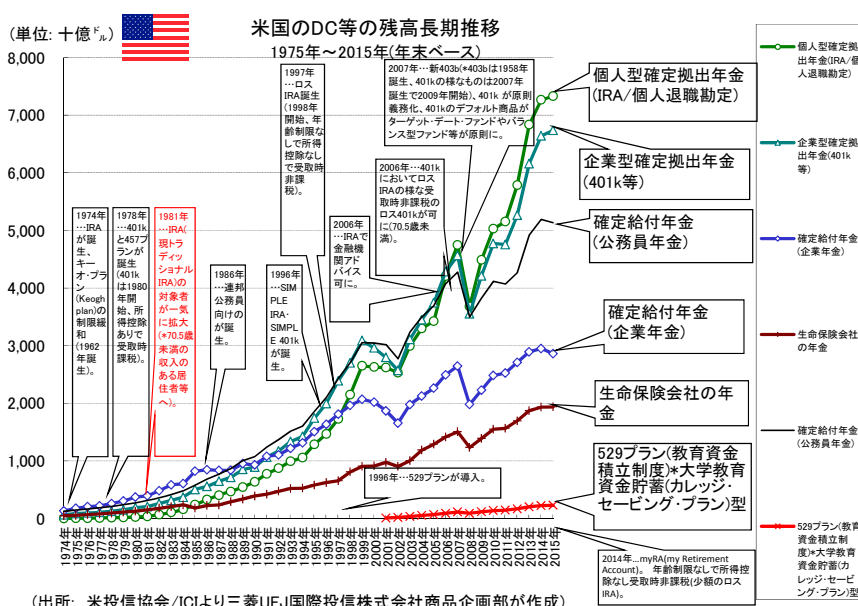
確定拠出年金/DC は 2001 年 10 月から施行され、個人型 DC は 2002 年 1 月から実施されている。その中で、企業型 DC は 2016 年 3 月末時点で 550 万人、資産総額は 9 兆 5315 億円にもものぼる(信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」～後述 URL[参考ホームページ])。企業型 DC には厚生年金基金等からの移換/ロールオーバーが含まれているのだ。厚生年金基金等からの移換/ロールオーバー先としては確定給付企業年金(DB)が圧倒的だが、その中、DC への移換/ロールオーバーも増えている。DB は従業員には年金の受取り見込み額がわかりやすく資産運用に気を使わずすむと言うメリット、企業には投資教育が必要無い事がメリットとされる。だが、DB は予定利率を達成出来なかった場合の積立不足の責任が企業にかかる(*さらに積立不足の分割計上が 2014 年 3 月期決算以降難しくなっている)。今年に入ってからマイナス金利はさらに予定利率達成を困難にする。それを避けるメリットが DC にはある。2014 年 4 月から厚生年金基金の代行部分で損失を抱える基金の 5 年以内の解散が義務付けられ、受け皿としての企業型 DC が増えている(2014 年 8 月 25 日付日本版 ISA の道 その 68～後述 URL[参考ホームページ])。

個人型 DC でも、移換/ロールオーバーによる他の年金からの受け皿的拡大も期待されるが、既に進んでいる。先の第 1 回確定拠出年金普及・推進協議会の資料に 2016 年 3 月末時点において個人型 DC は 72 万 7093 人、資産総額 1 兆 2107 億円とあった。実はこの中で定期的に掛金を拠出する人(先のテーブルの「加入者」)は 25 万 7579 億人/3962 億円しかいないのだ(URL は後述[参考ホームページ])。一方で、定期的に掛金を拠出せず運用指図のみを行う人(先のテーブルの「運用指図者」)は 46 万 9514 人/8145 億円もいるのである。この運用指図者には先の企業型 DC で 60 歳になり加入者でなくなった人も含む(*その他、公務員や専業主婦になったなど色々な場合あり)。つまり、他の年金からの移換/ロールオーバーが含まれており、それが拠出より上回っているのである。他の年金からの移換/ロールオーバーは、過去に積み立てられた分を含む為、この様な結果になる。

米国のトラディショナル IRA は移換/ロールオーバーが 9 割程度を占める

ここで、日本の個人型 DC が参考とする米国の個人型確定拠出年金(Individual Retirement Accounts/IRA/個人退職勘定)を見る。

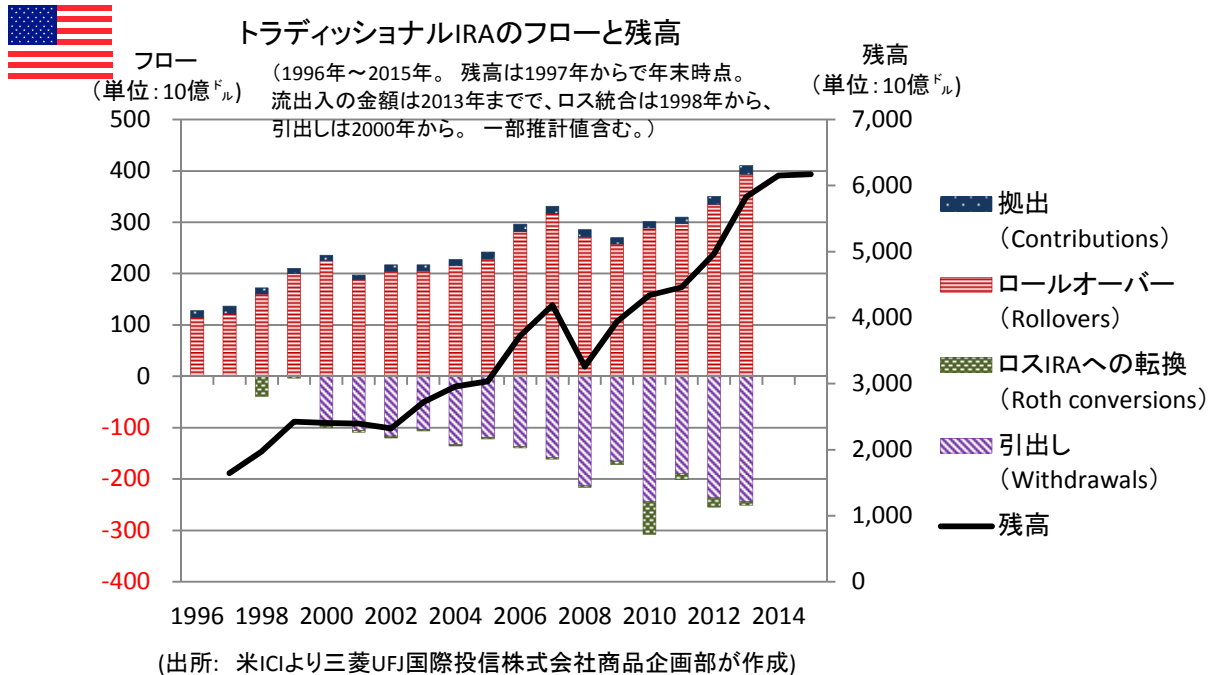
日本で基本的にすべての国民が個人型 DC に加入出来る事は、米国で IRA が 1981 年に対象者を一気に拡大した時を彷彿させる。その時から IRA は残高を大きく拡大しているのだ。そして、今や IRA は残高で確定給付年金(企業年金)の約 2.5 倍となり、企業型確定拠出年金(401k 等)を上回るレベルとなっている(2016 年 6 月 6 日付日本版 ISA の道 その 143～後述 URL[参考ホームページ])。



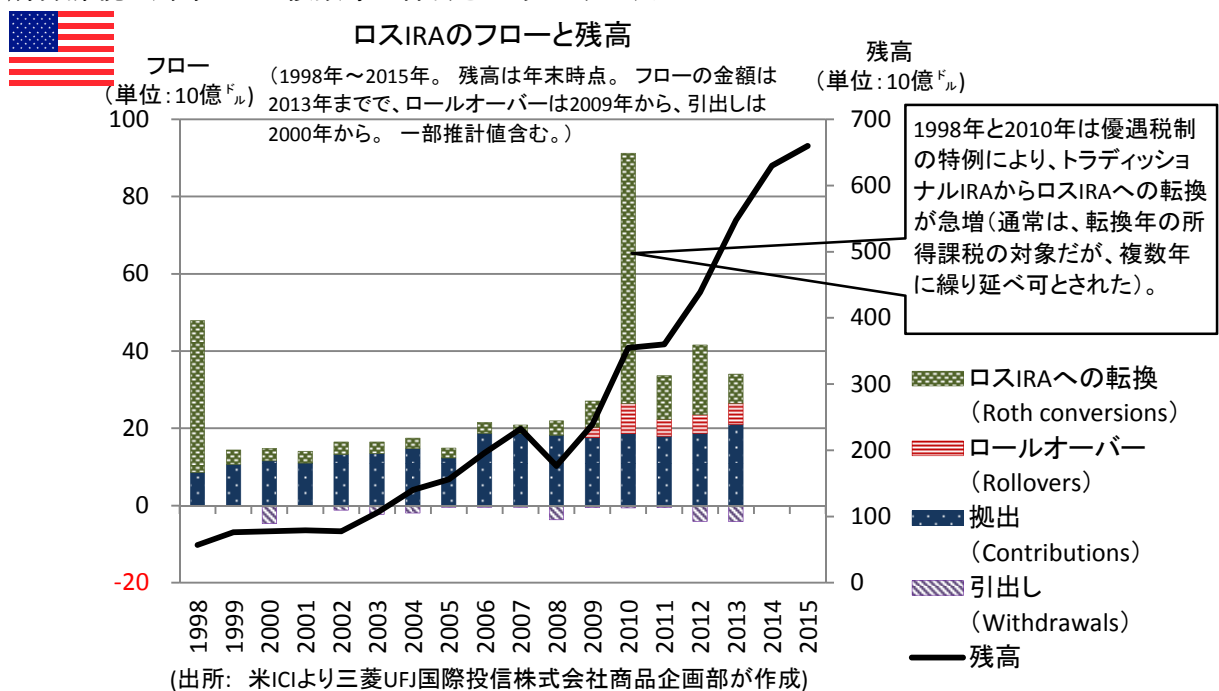
- 1974年…IRAが誕生、キーオ・プラン(Keogh plan)の制限緩和(1962年誕生)。
〈IRAの拠出限度額年間1500ドルと報酬金額の15%の小さい方〉
- 1978年…401kと457プランが誕生(401kは1980年開始、所得控除ありで受取時課税)。
- 1981年…IRA(現トラディショナルIRA…70.5歳未満、所得控除ありで受取時課税)の対象者が一気に拡大(*70.5歳未満の収入のある居住者等へ)。それまでは職域年金のある場合は対象外。
〈IRAの拠出限度額年間2000ドルと報酬金額の100%の小さい方→2001年まで据置〉
*日本は年間816000円/約8000ドル(*企業の従業員は年間276000円/約2700ドル)。
- 1986年…連邦公務員向けのTSP(The Thrift Savings Plan)が誕生。
- 1996年…SIMPLE IRA・SIMPLE 401kが誕生(*SIMPLE…Savings Incentive Match Plan for Employees of Small Employers、100人以下の企業に要件等を簡略化した確定拠出制度)。
- 1996年…日本のジュニアNISAの参考ともなる529プラン(教育資金積立制度)が導入。2015年末に2298億ドル/約28兆円、投信保有率79.2%とDC(45.5%)の1.7倍で投信残高増に寄与。
- 1997年…ロスIRA誕生(1998年開始、年齢制限なしで所得控除なしで受取時非課税)。2015年末に(トラディショナル)IRAが6兆1740億ドル/約742兆円であるのに対して、ロスIRAは6600億ドル/約70兆円。
- 2001年…2002年～2005年の拠出限度額の段階的引上げ(年間500ドル)、キャッチアップ拠出/catch-up contribution(*50歳以上に年間500ドル追加→2006年に年間1000ドル)、物価と連動させる仕組みの導入。
- 2002年…IRAの拠出限度額を21年ぶりに引き上げ
〈IRAの拠出限度額年間3000ドル〉
- 2003年…401kの金融機関アドバイス可に(*2001年のエンロン・ショックで退職金を失う問題続出の為)。
- 2004年…IRAの拠出限度額を2年ぶりに引き上げ
〈IRAの拠出限度額年間4000ドル〉
- 2006年…401kにおいてロスIRAの様な受取時非課税のロス401kが可に(70.5歳未満)。
IRAの金融機関アドバイス可に。401kが原則義務化、401kのデフォルト商品がターゲット・デート・ファンドやバランス型ファンド等が原則に(*セーフ・ハーバー・ルール/Safe Harbor Rule)。
- 2008年…IRAの拠出限度額を4年ぶりに引き上げ
〈IRAの拠出限度額年間5000ドル、50歳以上6000ドル→現在5500ドル、50歳以上6500ドル〉
- 2014年…myRA(my Retirement Account)。
年齢制限なしで所得控除なし受取時非課税(少額のロスIRA)。残高が15000ドルもしくは30年経過でロスIRAに移行。投信等可能なロスIRAと違い米国債のみ。

日本の個人型DCが参考とする米国のIRAの最新動向を見る。ちょうど、2016年8月4日に米投信協会/ICIが「The IRA Investor Profile: Traditional IRA Investors' Activity, 2007-2014」と言うレポートを公表していたので、それを見る(後述 URL[参考ホームページ])。最新で2013年と、少し古いですが、米国のIRA(*創設当初から存在するトラディショナルIRA)において移換/ロールオーバーによる流入(フロー)が3934億ドル/約41兆円と、過去最高で流入全体に占める比率が95.9%を占めている事などがわかる。移換/ロールオーバーの占める比率はデータのある1996年の89.0%から上昇傾向である。一方、拠出による流入は168億ドル/約1.8兆円と、過去最高であるものの、流入全体に占める比率は4.1%と小さく、データのある1996年の11.0%からは大きく低下している。「**トラディショナルIRAの投資家はロールオーバーで開始した人が多い。**」(米投信協会/ICI)のである。

ちなみに、2017年4月10日までに基本条項、2018年1月1日までに完全実施(見込み)の「労働省フィデューシャリー・ルール」でも、移換/ロールオーバーが注目される(2016年4月18付日本版ISAの道 その138 ~URLは後述[参考ホームページ])。移換/ロールオーバーに伴うアドバイス及びフィー体系がフィデューシャリーとしてどうかと言う事だが、この事が大きく注目されているのは、如何に移換/ロールオーバーがビジネスとして大きいかを示すものでもある。一度に多額の積立金を獲得出来る事から「ロールオーバーIRA/Rollover IRA」は金融機関や投信会社にとって非常に重要なビジネスともなっており、逆に401k・403b側も防衛に懸命なのである。



金融機関や投信会社が積極的に販促しているロスIRAも見ておく(*ロスIRA…1998年に開始された年齢制限が無く、所得控除は無いものの受取時非課税の年金制度)。1998年と2010年の急増が目立つが、これは優遇税制の特例により、トラディショナルIRAからロスIRAへの移換/ロールオーバーが急増した為である(通常は、転換年の所得課税の対象だが、複数年に繰り延べ可とされた)。



日本の個人型DCと米国の(トラディショナル)IRAとロスIRA

2016年4月20日

項目	個人型DC (個人型401k)	トラディショナルIRA/Traditional IRA (Traditional Individual Retirement Accounts、個人退職勘定)	ロスIRA/Roth IRA (Roth Individual Retirement Accounts、個人退職勘定)
制度を利用可能な者	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員 ③企業型年金の加入者*、公務員等共済加入者・専業主婦/夫等第3号被保険者(2017年1月1日の見込み) *規約に定めた場合。	70.5歳未満の収入のある居住者等 *主として企業年金プランのない自営業者等の為のものだが、企業年金プランのある従業員でも加入可(制限あり)	年齢制限なしの収入のある居住者等で、夫婦合算で18.4万 ^{ドル} (約2100万円)未満の所得(単身は11.7万 ^{ドル} 未満) *70.5歳以上の人、住宅購入や高等教育等目的のある人、企業年金プランでトラディショナルIRAで制限のある人、退職時に非課税とした人等向け
非課税対象	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時非課税(所得控除)、運用時非課税(特別法人税課税1.173%凍結中)、受取時実質非課税(年金控除)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時非課税(所得控除)~高所得者は非課税でなくなる場合もあり~、運用時非課税、受取時課税(通常所得)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税(5年以上)、受取時非課税
非課税投資枠	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等...年81.6万円(月6.8万円)を上限 *国民年金基金の限度額と枠を共有 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員...年27.6万円(月2.3万円)を上限 ③企業型年金の加入者*...他に企業年金がない場合年24万円/ある場合年14.4万円、公務員等共済加入者...年14.4万円、専業主婦/夫等第3号被保険者...年27.6万円(2017年1月以降の見込み) *加入が可能であることを規約に定め、加入者がマッチング拠出を行っていない場合。企業型DCの拠出限度額は上記の個人型DCの拠出限度額相当分だけ引下げとなる。 **企業年金の喪失が困難な中小企業(従業員100人以下)の従業員で個人型DCに加入している場合、専業主による追加拠出を可とする(2018年内実施の見込み)。	毎年、5500 ^{ドル} (約62万円)、50歳以上は6500 ^{ドル} (約73万円)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 *401k積立金は転職時に移管可(ロールオーバーIRA)、*ロスIRAと合算	毎年、5500 ^{ドル} (約62万円)、50歳以上は6500 ^{ドル} (約73万円)を上限(2016年) *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 トラディショナルIRAと合算
投資可能期間	10年以上、60歳まで *60歳で10年に満たない場合は、年数に応じて61~65歳まで	70.5歳まで	5年以上
非課税期間	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	70.5歳の給付時まで	給付時まで
途中売却	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61~65歳まで不可。資格喪失時の資産額が少ない、通算拠出期間が短い、資格喪失から一定の期間内、継続個人型年金運用指図者2年以内などの条件下で、脱退一時金として支給。	原則59.5歳まで途中引き出し不可(拠出は70.5歳まで可能で70.5歳からは強制的引き出し) *死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万 ^{ドル})、高等教育費用は引き出し可だが、それ以外で59.5歳未満であると10%のペナルティ課税	5年以上経過、59.5歳以上で引き出し可(70.5歳からの強制的引き出しなし) 加えて死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万 ^{ドル})、高等教育費用、医療支出・保険料(制限あり)等でも引き出し可 それ以外で59.5歳未満であると10%ペナルティ課税
損益通算	不可	不可	不可
口座開設数	一人一口座	一人一口座 *ロスIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)	一人一口座 *トラディショナルIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)
導入時期	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *個人型は2002年1月から実施 2018年中に小規模専業主婦納付制度を導入見込み。	1974年(企業型確定拠出年金の401kは1981年)	1998年1月1日 *ロスというのはデラウェア州上院議員(共和党)William Victor Roth氏(1921年~2003年)による提案のため
加入者数	約25万人/日本の全労働人口に対する比率0.4%(2016年1月末現在)	3040万世帯/米国の全世帯に対する比率24.4%(2015年) *別のIRAとの重複あり。	2030万世帯/米国の全世帯に対する比率16.3%(2015年) *別のIRAとの重複あり。

(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会、米国の内国歳入庁/IRS、米投信協会/ICIより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

米国では高齢化でトラディショナル IRA は引き出しが増えている

先のトラディショナル IRA のグラフで気になるのが、引出しであろう。トラディショナル IRA の保有者だが、70.5 歳になると、毎年、米 Internal Revenue Service/IRS/内国歳入庁が定める年齢別引出期間に基づき算出された額以上を引き出す事が義務付けられている(Required Minimum Distributions/RMD/最低引出し額)。

ICI(米国投資信託協会)によると、2013 課税年度において、トラディショナル IRA から引き出しを行った 65%が、この RMD 規則に基づくものと回答したと言う。トラディショナル IRA からの引出し額は、2000 年から 2003 年頃までは一定だったが、2007 年頃から増え始めている。最新 2013 年にトラディショナル IRA からの引出し額は 2437 億^{ドル}(約 25.7 兆円)と過去最高だが、これについて「高齢化の為」と米投信協会/ICI は述べている。

移換/ロールオーバー（資産移換について○…可 ×…不可）

		移換先							
		ロスIRA	トラディショナルIRA	SIMPLE IRA	SEP-IRA	457(b)	適格プラン(税引前)	403(b)(税引前)	指定口座
移換元	ロスIRA ～所得控除不可で給付時非課税。利用には所得制限あり。～	○	×	×	×	×	×	×	×
	トラディショナルIRA ～所得控除可で給付時課税。～	○	○	○ 2年後から	○	○	○	○	×
	SIMPLE IRA (Savings Incentive Match Plan for Employees) (従業員100人以下の小規模企業が利用対象。企業のマッチング拠出または従業員の給与の2%まで拠出。)	○ 2年後から	○ 2年後から	○	○ 2年後から	○ 2年後から	○ 2年後から	○ 2年後から	×
	SEP-IRA (Simplified Employee Pension) ～主に中小企業等向けだが規模などの要件はない。拠出は企業のみ。401kより企業側の導入手続きや運営コスト負担が軽い。	○	○	○ 2年後から	○	○	○	○	×
	457(b) ～州・地方政府職員等～	○	○	○ 2年後から	○	○	○	○	○
	適格プラン(税引前) (Qualified Plan) ～401kやプロフィットシェアリング、マネーパース、DBプラン等～	○	○	○ 2年後から	○	○	○	○	○
	403(b)(税引前) ～公立学校、教会、病院職員等～	○	○	○ 2年後から	○	○	○	○	○
	指定口座 (Designated Roth Account) ～401kや403bや457(b)の中で分別管理～	○	×	×	×	×	×	×	○

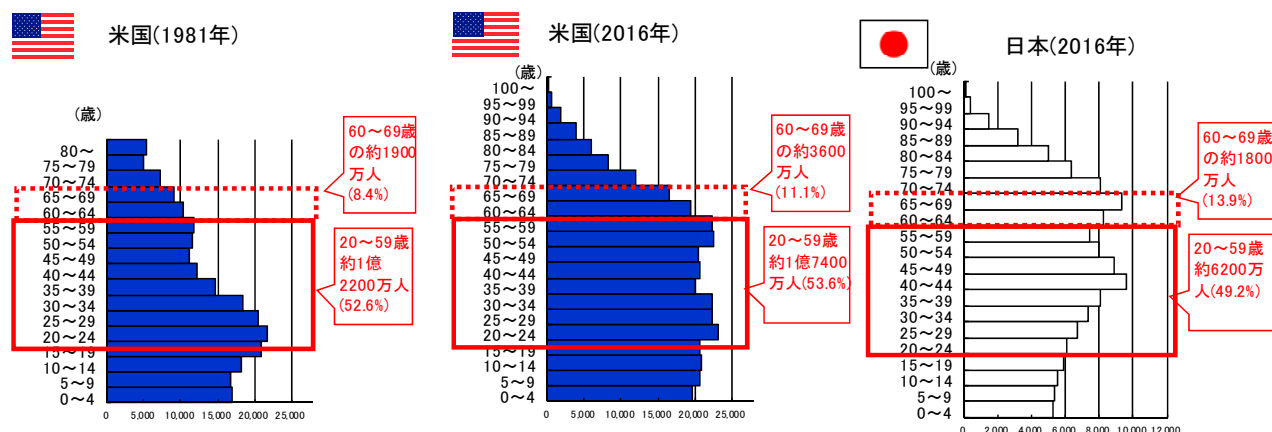
(出所: 米国内歳入庁/IRSより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

今の米国は日本を追い越すような高齢化をしており、トラディショナル IRA が 70.5 歳未満でその後もロス IRA があるものの、引き出しを避けられないでいる

米国のトラディショナル IRA の年齢上限は昔から 70.5 歳未満であり、日本の個人版 DC(60 歳未満)よりかなり高いものの、それでも、ロス IRA への移換/ロールオーバーをしなければ引き出しとなる事は先述通りである。

米国で IRA が 1981 年以降大きく拡大した理由として人口構成による所が大きい。1981 年当時は IRA 対象年齢層(20～69 歳)から出ていく 65～69 歳人口が極めて少なかった。さらに投信を保有する傾向が出てくる 35 歳以上(ICI)が増えていく人口構成でもあった(URL は後述[参考ホームページ])。しかし今、米国は日本を追い越すような高齢化をしており、トラディショナル IRA が 70.5 歳未満でその後もロス IRA があるとしても、引き出しを避けられないでいる。

米国と日本の年齢別人口構成(国連中位推計値) (単位:千人)



(出所: 国連の世界人口見通し/World Population Prospectsより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

約2カ月の移管/ロールオーバーを米国並み2~3週間に短縮化する事など

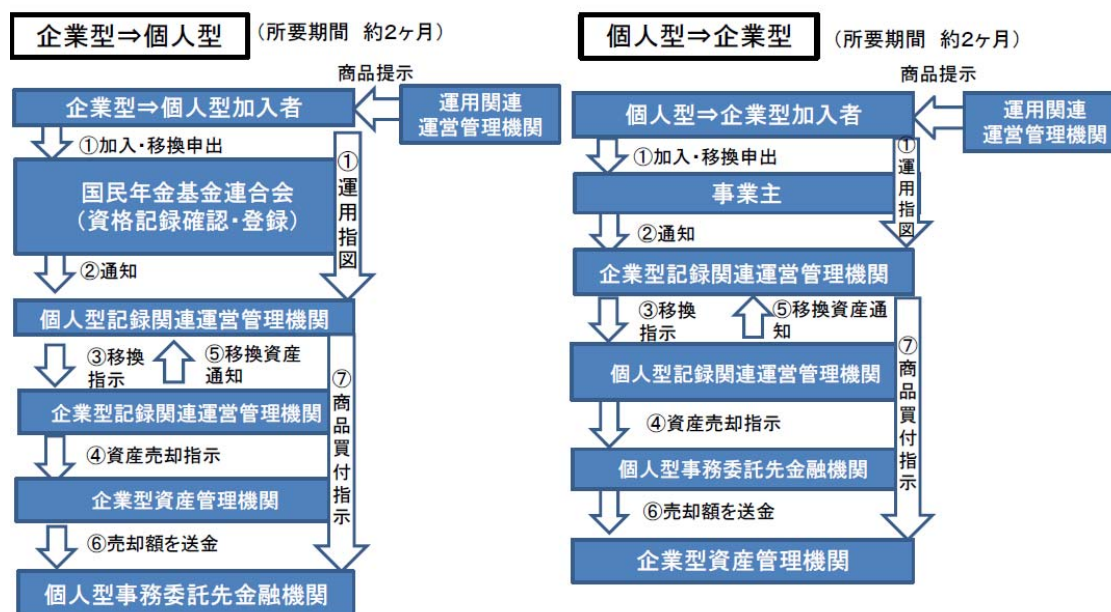
日本の個人型DCでも60歳未満をせめて米国のトラディショナルIRAと同じ70.5歳未満にしてほしいものだが、とりあえず、移換/ロールオーバーのしやすさが期待される所である。

DC制度に加入している人を対象に国民年金基金連合会が2013年に実施したアンケート結果によると、DC制度に期待する事として最も多かった回答が、「**手続きの簡素化**」(加入者53.4%、運用指図者42.2%)だった(URLは後述[参考ホームページ])。2014年12月25日付の第14回社会保障審議会企業年金部会資料においても、「**DCの手続きや諸手数料については、手続きが複雑で書類の量が多く、また諸手数料についても高すぎて、DC加入を阻害しているという指摘がある。特に、個人型DCについては企業型DCと異なり手続きや手数料の負担を全て個人が負わなければならない、負担感が高いと加入や継続をためらう可能性がある。**」と記載されている。厚生労働省によると、個人型DCの加入に際し、「**少なくとも4種類以上の資料の提出が必要**」となっており、また、「**企業型DCから個人型DCへ資産を移換する手続きには約2カ月かかる**」とされている(下記参照)。冒頭で述べた通り、確定拠出年金普及・推進協議会での検討課題に手続きの簡素化が挙げられているが、ぜひとも期待したい所である。

米国の移管/ロールオーバーは、米投信最大手のバンガード・グループ/Vanguard Groupやロボアド最大手のベターメント/Bettermentは2~3週間であり、Tロウ・プライス/T. Rowe Priceなどは本人手続きが10~15分、その上、口座開設完了まで3~5営業日と言っている(URLは後述[参考ホームページ])。

個人型DCと同様、基本的に日本の全ての国民が利用出来るNISA(少額投資非課税制度)においても、2014年1月の導入以後、金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化することや、口座開設等での重複口座確認はマイナンバー利用で、住民票の写し等の提出不要となるなど、手続きの迅速化や簡素化による利便性向上が図られてきた。NISAともども、DCでも手続きの簡素化・利便性の向上が目先期待される所である。

(参考)DC間の資産移換の手続



(出所: 2014年12月25日付厚生労働省 第14回社会保障審議会企業年金部会資料より)

以上

[参考ホームページ]

2016年1月23日付日本経済新聞朝刊「税制メリット大きい個人型DC 手数料には注意」…

「<http://style.nikkei.com/article/DGXMZO96422260S6A120C1PPE001#>」、

2016年6月6日付日本版ISAの道その143「DC改正法案成立! 日本の個人型DCが米国IRAと同じなら5年で(2021年に)約10兆円!? ただ、米国のDC、そしてDC経由での投信保有の大きな転機が来ている可能性」…

「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160606.pdf」、

2016年7月26日に厚生労働省で開催された第1回確定拠出年金普及・推進協議会の開催について…

「<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000130502.html>」、

2016年7月26日(火)付開催の「第1回確定拠出年金普及・推進協議会」議事次第…

「<http://www.npfa.or.jp/401K/news/pdf/%E7%AC%AC1%E5%9B%9E%E5%8D%94%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99.pdf>」、

信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」…「<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news280524-2.html>」、

2014年8月25日付日本版ISAの道その68「天引きNISA(職域NISA、ワークプレイスNISA)のガイドラインが10月から適用! 確定拠出年金(DC)等と共に給与で積立投資!! 英国ワークプレイスISA(WISA)の今。」…

「<https://www.am.mufg.jp/text/140825.pdf>」、

2016年8月4日付ICI「The IRA Investor Profile: Traditional IRA Investors' Activity, 2007-2014」…

「<https://www.ici.org/research/retirement/ira>」、

2016年4月18日付日本版ISAの道その138「米国の退職口座(IRA・401k等DC)の投資アドバイスが大きく変わる! ロボアドバイザーはビジネスチャンスと見なしデータアグリゲーションで囲い込みへ!!」…

「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160418.pdf」、

国民年金基金連合会「加入者/運用指図者に対するアンケート調査結果」(2013年)…

「<http://www.npfa.or.jp/401K/pdf/%E5%8A%A0%E5%85%A5%E8%80%85%20%E9%81%8B%E7%94%A8%E6%8C%87%E5%9B%B3%E8%80%85%E3%82%A2%E3%83%4B%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E8%AA%9B%E6%9F%BB%E7%B5%90%E6%9E%9C.pdf>」、

2014年12月25日付厚生労働省 第14回社会保障審議会企業年金部会資料…

「http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000069903.pdf」、

2016年5月24日に成立した確定拠出年金法等の一部を改正する法律案…

「<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/189-46.pdf>」、

35歳以上(ICI)が増えていく(ICI/米国投資信託協会)…「http://www.icifactbook.org/ch6/16_fb_ch6」、

バンガード・グループやベターメント、Tロウ・プライスの移管/ロールオーバー・サイト…「<https://investor.vanguard.com/401k-rollover/how-to-roll-over>」、

https://support.betterment.com/customer/portal/articles/2037290-how-long-will-it-take-for-my-sep-ira-to-transfer-to-betterment-?b_id=9042」、

「http://individual.troweprice.com/Retail/Shared/FLASH/RolloverPlanner/pdf/output01_TRP_RO_Direct_0208.pdf」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。